

## 令和2年第1回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月27日（月）  
午後2時00分から午後4時00分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティーセンター 3階会議室
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員（19人）

会 長	1 番	岩崎 信一郎					
会長代理	2 番	太田 尚臣					
委 員	3 番	白石 幸憲	4 番	山崎 友好	5 番	松崎 常俊	
	6 番	志田 邦彦	7 番	岸本 六郎	8 番	知念 近海	
	9 番	高口 和子	10 番	大串 康明	11 番	岡 修治	
	12 番	松尾 均	13 番	福田 務	14 番	田中 初治	
	15 番	朝長 久夫	16 番	辻尾 政幸	17 番	山下 裕史	
	18 番	水嶋 政明	19 番	三枝 政人			

### 5. 欠席委員（0人）

### 6. 議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
- 議案第5号 非農地通知の対象とすることの決定について

報告事項 農地転用許可不要案件届出について  
農地改良等届について

### 7. 事務局 事務局長：谷口雄二 局長補佐：神浦真吾 主査：谷内美佳

### 8. 会議の概要

事務局 只今から令和2年西海市農業委員会第1回総会を開会いたします。出席委員は在任委員19名中19名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長           これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長           今回の議事録署名委員は、14番：田中委員、15番：朝長委員にお願いいたします。

議 長           それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局           議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について「1番」を説明いたします。資料は2頁となります。説明に入ります。物件は西海町天久保郷字城ノ尾の畑・計2筆・709㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、農地法3条の許可後、直ちに売買し、所有権移転を行なうとなっています。権利種別は「所有権移転・売買」となっています。実家の財産処分を検討していた譲り渡し人と自宅付近の財産取得を検討していた譲り受け人の合意が整い今回の申請に至ったと聞いております。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は3頁から7頁までで、3頁に位置図、4頁に付近状況図、5頁に現況写真、6頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。7頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から約500mのところであり、車で約2分という状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長           それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

13番           1番について、先日現地において譲り受け人と話をしました。対象地は民家に隣接した場所になります。現在は造船所を定年退職していて、この民家に仮住まいをしているときに持ち主から対象農地を買っ

て欲しいと申し出があったそうです。今後は、ここで自家用の野菜を作りたいと考えているようです。そして将来は、この宅地も購入の計画があるようで特に問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 　　ただ今議案第1号の1番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。  
よって、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　　つづきまして「2番」、「3番」、「4番」について事務局から説明願います。

事務局 　　議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について「2番」、「3番」、「4番」を説明いたします。資料は8頁、9頁、10頁となります。説明に入ります。8頁「2番」の物件は西海町面高郷字ウグメの畑・計1筆・1,128㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、農地法3条の許可後、贈与により所有権移転。土地改良事業面高地区の事業施行に伴い、土地所有者の意向により地区内の農業者へ農地を贈与となっています。権利種別は「所有権移転・贈与」となっています。面高地区の基盤整備事業に伴い、相続により財産を取得した譲り渡し人が、事業施行に伴い地域の担い手の方に財産を贈与し事業の推進に協力したいという意向に対し、地域内の担い手である譲り渡し人との合意が整い今回の申請に至ったと聞いております。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてははすべて非該当となっています。関係資料は11頁から20頁までで、11頁に位置図、12頁に付近状況図、13頁に現況写真、16頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。19頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から約1.5kmのところ

にあり、車で約5分という状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。

引き続き説明します。9頁「3番」の物件は西海町面高郷字松ノ本の畑・計1筆・2,117㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、農地法3条の許可後、贈与により所有権移転。土地改良事業面高地区の事業施行に伴い、土地所有者の意向により地区内の農業者へ農地を贈与となっています。権利種別は「所有権移転 贈与」となっています。面高地区の基盤整備事業に伴い、相続により財産を取得した譲り渡し人が、事業施行に伴い地域の担い手の方に財産を贈与し事業の推進に協力したいという意向に対し、地域内の担い手である譲り渡し人との合意が整い今回の申請に至ったと聞いております。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は11頁から20頁までで、11頁に位置図、12頁に付近状況図、14頁に現況写真、17頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。20頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から約2kmのところであり、車で約10分という状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。

引き続き説明します。10頁「4番」の物件は西海町面高郷字コソノ峯の畑・計2筆・1,040㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、農地法3条の許可後、贈与により所有権移転。土地改良事業面高地区の事業施行に伴い、土地所有者の意向により地区内の農業者へ農地を贈与となっています。権利種別は「所有権移転・贈与」となっています。面高地区の基盤整備事業に伴い、相続により財産を取得した譲り渡し人が、事業施行に伴い地域の担い手の方に財産を贈与し事業の推進に協力したいという意向に対し、地域内の担い手である譲り渡し人との合意が整い今回の申請に至ったと聞いております。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は11頁から20頁までで、11頁に位置図、12頁に付近状況図、15頁に現況写真、17、18頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。20頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から約2kmと2.5kmのところであり、車で約10分という状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考え

ます。事務局からの説明は以上です。

議 長           それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

1 3 番           2 番について、ここは以前から基盤整備を進めているところで、特に問題ないと思います。以上です。

1 6 番           3 番、4 番について、先日譲り受け人と話をして来ました。ここは、基盤整備を進めているところで、譲り受け人はミカンを作っていて問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長           ただ今議案第 1 号の 2 番、3 番、4 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長           ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長           「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 2 番、3 番、4 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長           次に議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の 1 番について事務局より説明を求めます。

事務局           議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について「1 番」を説明いたします。資料は 21 頁になります。土地の所在が西海町中浦北郷字下江川内の畑・計 1 筆・647 m<sup>2</sup>で利用状況は普通畑となっています。申請地の地番・地目・地籍・申請人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は議案書記載のとおりで「太陽光発電施設を建設するため」となっています。太陽光パネル 230 枚、契約 49.5 キロワット、出力 82.8 キロワットの太陽光発電施設建設を予定しています。添付資料は、22 頁から 29 頁までで、22 頁に位置図、23 頁に付近状況図、24 頁に現況写真、25 頁に字図、26 頁に航空写真を添付しています。27 頁に被害防除計画書、28 頁に計画平面図、配置図、29 頁にモジュール設置図、雨量計算書を添付しています。27 頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置とし

て土留め工事をする。被害防除措置の内容または被害の恐れがない理由として、周辺農地との境界に石積みにより土砂流出防止措置を取り、雨水は表面土壌より自然吸水させ、残雨水は、溜枘に貯水後自然流下させる。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置、被害の恐れがない理由として、設置する太陽光パネルの高さが最大 1.5m であるため、近傍農地への日照・通風・耕作等に影響を及ぼす恐れはない。排水計画ですが、雨水は溜枘、自然流下となっています。工期は許可日から令和 2 年 12 月 31 日を予定しています。農地区分について、申請地は里道や宅地や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。尚、現場では、敷地内での自然流下を検査していますが隣接地の野菜畑の所有者と大雨の被害が生じた場合の誓約書を 26 日に取り交わしたと聞いております。事務局からの説明は以上です。

議 長           それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

5 番           一度目は、会長と地区担当推進委員と私の 3 人で、二度目は申請人を含めて 4 人で、計 2 回申請地を見てきました。先ほど事務局から説明がありましたが、雨などで被害が生じたときは、申請人が責任を持って解決する旨の誓約書を、申請地の下の畑の所有者と取り交わしております。後は特に問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長           ただ今議案第 2 号の 1 番について説明がありました。  
                  これより質疑に入ります。  
                  皆さんから何かご意見等ございませんか。  
                  《なしの声あり》

議 長           ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。  
                  《異議なしの声あり》

議 長           「異議なし」と認めます。  
                  よって、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の 1 番については、許可相当といたします。

議 長           次に議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。本案は、18 番委員自身が関係する事案ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。審議終了後に入室・着席していただきます。

《18 番委員退席》

事務局より説明を求めます。

事務局

資料の 30 頁をお願いします。議案第 3 号農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する。となっています。

31 頁は農用地利用集積計画集計表です。今回は個人間の賃貸借関係 3 筆 9,517 ㎡と合意解約関係 2 筆 2,433 ㎡と使用貸借権・賃借権設定（県公社借入分）15 筆、20,059 ㎡が計上されています。

32 頁は個人間の賃貸借関係の内訳で再契約分 2 件・3 筆 9,517 ㎡について計上されています。35 頁・36 頁にそれぞれの借り手の経営状況を添付しています。33 頁は利用集積の合意解約関係の内訳で、使用貸借を解約し中間管理機構へ賃貸借に移行するもの 2 筆 2,433 ㎡の合意解約分が計上されています。34 頁は県公社借入分で 7 者から使用貸借する 6 筆 5,916 ㎡、再設定分 2 筆・新規分 4 筆の計 6 筆と賃貸借分する 9 筆 14,143 ㎡、再設定分 5 筆・新規分 4 筆の計 9 筆について計上されています。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。農業経営基盤強化促進法第 18 条の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長

今回の件について、個人間の設定分について補足説明を地区担当委員をお願いします。

5 番

利用集積計画の 1、2 番の借り手の方はミカン作りで頑張っております。まだ若い方で、今後ももっと頑張っていくと思いますので、問題ないと思います。3 番の借り手の方は、息子さん二人も一緒になって一生懸命やっておりますので、特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長

ただ今、議案第 3 号について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長

ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長

「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」につき

ましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長 18 番委員、入室・着席をお願いします。  
《18 番委員着席》

議 長 次に議案第 4 号「農地中間管理事業利用配分計画(案)に関する意見  
について」を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 37 頁をお願いします。議案第 4 号農地中間管理事業における農用地  
利用配分計画(案)に関する意見について、農用地利用配分計画(案)  
について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定に  
より、意見を求められたので、判断を求める。となっています。資料  
は 38 頁から 42 頁です。先ほど 34 頁にて提案しました県公社の借り入  
れ分の土地 15 筆に対して、県農業振興公社から「3 者」に対し、使用  
貸借「10 年」のもの 6 筆と賃貸借「20 年」のもの 1 筆、「6 年」の  
もの 4 筆、「5 年」のもの 4 筆の計 15 筆分について利用配分を行う各筆  
明細となっています。

1 番から 6 番の 6 筆は西海町太田和郷の担い手に対し、7 番から 10  
番の 4 筆は西彼町下岳郷の担い手の方へ対し、11 番から 15 番の 5 筆  
は西彼町小迎郷の法人の担い手の方に対し、それぞれ配分する内容と  
なっています。

各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書  
を参照ください。39 頁に利用配分の合意解約分 2 筆分の明細、40 頁か  
ら 42 頁にそれぞれの借り手の経営状況を添付しています。農地中間管  
理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題は  
ないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明をお願いします。

5 番 1 番から 6 番について、先日借り手の方と現地を回りました。現在  
は造船所に勤務しているのですが、田を 1 町以上所有しているので機  
械類も全部揃っています。あと数年で定年退職になるとのことで、益々  
農業に力を入れていくものと思います。現在も、朝早くから頑張って  
やっておりますので、特に問題ないと思います。よろしくお願いま  
す。

9 番 7 番から 10 番について、借り手の方は農業を一生懸命やっておられ  
て、二、三年前から息子さんと二人で大型の機械を使って毎日頑張って  
おられるので問題ないと思います。よろしくお願います。

1 2 番 11 番から 15 番について、借り手である法人所有のハウスの周辺についても、全部借りるような方針のようで、順次拡大していくようです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 4 号について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 4 号「農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について」につきましても、原案どおり配分することで「異議なし」といたします。

議 長 次に議案第 5 号「非農地通知の対象とする事の決定について」を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは資料 43 頁から 68 頁をお願いします。議案第 5 号非農地通知の対象とする事の決定について説明をいたします。  
今回は通常分 3 件・3 筆・252 m<sup>2</sup>と同意書分 8 件・47 筆・21,414 m<sup>2</sup>、計 11 件、50 筆 21,666 m<sup>2</sup>について、審議を頂きたいと思います。  
説明に入ります。資料 43 頁の通常分について、物件 1 番から 3 番の 3 筆は大瀬戸町瀬戸西濱郷の物件で、資料は 44 頁から 49 頁です。申請者は大瀬戸町瀬戸東濱郷、瀬戸西濱郷にお住まいの方々に、うち 1 件は相続物件となっています  
44 頁に位置図、45 頁に付近近況図、46 頁・47 頁に対象地の現況写真、48 頁に字図、49 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。  
対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員をお願いします。

7 番 1 番から 3 番について、先日確認に行ってきました。この土地は段差がひどくて農地として続けていくには困難ではないかなというような土地でした。そして、耕作はされておらず荒れ放題の状況です。農地として維持するのは無理かなと思って見て来ました。よろしくお願ひします。

議 長 ただ今、議案第 5 号の通常分 1 番から 3 番について説明がありました。

これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 5 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の通常分 1 番から 3 番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 5 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 それでは資料 43 頁から 68 頁をお願いします。議案第 5 号非農地通知の対象とすることの決定について「同意書分」について、資料 50 頁から 53 頁をお願いします。今回、申請者の方は 8 件、47 筆、21,414 m<sup>2</sup>となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。今回の分につきましては、平成 30 年度の農地利用状況調査において B 分類の判定をしている農地を対象とし、市内の土地所有者の方に送付しています。

平成 26 年度の法改正により、市町村からの依頼を受けることなく、総会において農地・非農地の判断ができるようになった。判断の前に所有者等へ判断する旨の通知、現況確認が必要であったがこれらの手続きも省略された経過があります。これにより、農業委員会は利用状況調査及び荒廃農地調査により B 分類と判定した農地について、再度の現地確認を要することなく総会に諮り農地・非農地判断を行なうとなっているところです。留意点として、農地・非農地の判断については相続税・贈与税納税猶予、農業者年金、土地改良賦課金等にも影響を及ぼすことから総会等で判断する前に、対象地に関する情報を確認

することが望ましいとされています。このような背景から現地確認に係る添付資料については航空写真により対応をさせていただいております。

説明に入ります。物件1番から47番の47筆は大島町の物件で、資料は53頁から68頁までです。申請者は大島町にお住まいの方々と、8件47筆の21,414㎡となっています。

53頁に航空写真配置図、54頁から68頁に対象地の航空写真を添付しています。申請対象地の番号と地図等の大島町番号例えば50頁の「1番」、地図等「大島町6」の59頁と航空写真の中の「No. 1」と「番号」は議案書の申請地の番号と申請地番を黄色で表記し、対象地を赤枠で囲んでいます。議案書の地図等の「大島町1」は航空写真のタイトルと連動しています。対象地は複数の航空写真にまたがる場合もありますが、代表的な写真番号で対応している状況です。平成30年度の利用状況調査で「B分類」と判断された農地を対象に一覧表を作成し、所有者に通知を行い、今回返信された分のうち、非農地として同意をいただいた物件について、非農地通知の対象地として、議案として計上している状況です。

申請地の方ですが利用状況調査、航空写真等で判断するところ雑木等が茂り原野化及び山林化しており、特に支障はないという判断をいたしました。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。同意書分47筆21,414㎡について審議をお願いします。当月分の累計として52頁の下段に計11件、50筆21,666㎡と表示をしています。

議 長 　　ただ今、議案第5号の同意書分1番から47番について説明がありました。

　　これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

　　《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

　　《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。

　　よって、議案第5号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分1番から47番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で議案審議は終了しました。

議 長 次に報告事項に入ります。

農地転用許可不要案件届出の一つ目について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは資料の 69 頁ページをお願いします。令和 2 年 1 月の農地転用許可不要案件届出になりますが、西彼町小迎郷における進入路の分となります。申請地は西彼町小迎郷字瀬戸坊頭の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。畑 174 m<sup>2</sup>うち 74 m<sup>2</sup>について、耕作地への通路として利用するため、擁壁工事と路面舗装を行なう内容となっています。

関係資料は 70 頁から 76 頁までで、70 頁に位置図、71 頁に付近近況図、72 頁に現況写真、73 頁に字図、74 頁に航空写真を添付しています。75 頁に被害防除計画書、76 頁に土地利用計画図、断面図を添付しています。75 頁にもどり申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高 1.3m、最低 0 m。被害防除措置として、土留め工事をする。擁壁を設ける。法面保護をする。被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として隣接宅地に土砂等流れないように側溝、擁壁を設置するため被害発生の恐れがない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置・理由として、構築物は 1.3m 程度となっているため特段周囲への被害発生の恐れがない。排水計画ですが、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は、なしとなっています。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、農地転用許可不要案件届出の一つ目について説明がありました。

皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、ただ今報告があったとおり届出があったということでご承知おきください。

議 長 次に、農地転用許可不要案件届出の二つ目について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料は 77 頁をお願いします。令和 2 年 1 月受付、農地転用許可不要案件届出について説明をいたします。西海町太田和郷における農地転用許可不要案件届出となります。目的は面高瀬戸線電線・地線張替え工事に伴う工事用地の農地分の申請となります。申請地は西海町太田

和郷4箇所の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。

申請者は法人で、2名の土地所有者の方から一時借用し電線及び地線の張替え工事を行うというものです。工期は令和2年2月15日から7月31日を予定しており、工事完了後は原型復旧するとなっています。

関係資料は78頁から88頁までで、78頁に位置図、79頁に付近近況図、80頁に現況写真、81頁、82頁に字図、83頁、84頁に航空写真、85頁に被害防除計画書、86頁、88頁に面高瀬戸線電線張替え工事に伴う計画平面図、87頁にドラム場平面図を添付しています。85頁に戻り、申請地の造成計画内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置に緩衝地を設ける。防護策を設ける。被害の発生の恐れがない理由として、造成箇所にあたっては土木シートを張り、土砂の流出を防ぐ。施工にあたっては、鉄板敷き及び機械設置のみとなるため、公衆衛生等の影響はなし。日照、通風、耕作等への影響については、緑地、緩衝地を設けるなどの対策をし、耕作の妨げにならないようにする。隣接農地への通路を確保する。耕作地に隣接する箇所については緩衝地を設けるなどの対策をし、耕作の妨げにならないようにする。日照、通風については著しい影響はなし、排水計画については雨水排水自然流下、汚水・生活雑排水はなしとなっています。事務局からの説明は以上です。

議長 　ただ今、農地転用許可不要案件届出の二つ目について説明がありました。

皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 　ないようでしたら、ただ今報告があったとおり届出があったということでご承知おきください。

議長 　次に、農地改良届について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　それでは資料の89頁をお願いします。令和2年1月の農地改良等届になります。西彼町下岳郷における農地の嵩上げ事業、それに伴う農地の切土の分となります。申請地は西彼町下岳郷字前島の物件の計1筆と同郷字三ノ原の物件の計1筆の計2筆3,973㎡で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。現在田を畑として使用し、ぶどうを植栽しているが、樹木の更新のため、嵩上げを行なうというものです。又嵩上げに使用する土は自己所有の畑を予定しており、土を切土する農地改良届を同時申請するものです。

関係資料は90頁から98頁までで、90頁に位置図、91頁に付近近況図、92頁に現況写真、93頁、94頁に字図、95頁、96頁に航空写真を

添付しています。97 頁に被害防除計画書、98 頁に土地利用計画、断面図を添付しています。97 頁にもどり申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高 0.5m、切土を行う最高 2.0m、被害防除措置として、土留め工事をする。法面保護をする。被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、法面保護をして土砂流出を防止する。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置・理由として、嵩上げ工事 50 c m を施工するため特に日照、通風、耕作など周辺に被害を生じさせる恐れはない。排水計画ですが、雨水は自然流下、敷地内で対応できるとなっています。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今、改良届について説明がありました。  
　　皆さんから何かご意見等ございましたか。  
　　《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、ただ今報告があったとおりに届出があったということでご承知おきください。

議 長 　　以上で審議は全て終了しました。  
　　皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 　　ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

次回総会は

日時 令和 2 年 2 月 25 日(火) 午後 2 時から  
場所 大瀬戸コミュニティーセンター

代 理 　　これもちまして西海市農業委員会第 1 回総会を閉会いたします。  
　　お疲れ様でした。

令和2年1月27日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人